

○ 財務省告示第 192 号

国債の発行等に関する省令（昭和 57 年大蔵省令第 30 号）第 7 条第 3 項の規定に基づき、令和 3 年 6 月 21 日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和 3 年 7 月 9 日

財務大臣 麻生 太郎

1	名称及び記号	国庫短期証券（第 1002 回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）第 46 条第 1 項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	日本銀行による借換えのための引受け
5	発行額	額面金額で 1,058,770,000,000 円
6	最低額面金額	50,000 円
7	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
8	発行日	令和 3 年 6 月 21 日
9	発行価格	額面金額 100 円につき 100 円 11 銭 6 厘
10	償還期限	令和 4 年 6 月 20 日 ただし、償還期が銀行休業日に

当たるときは、その翌営業日に
償還金を支払う。

11	償還金額	額面金額	100円につき	100円
12	元金支払場所	日本銀行		
13	払込期日	令和3年	6月	21日